

## 地方税法の一部改正等に伴う市税条例の改正の概要 (令和8年3月31日京都市条例第65号)

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されることに伴い、同日から施行が必要な部分について京都市市税条例の改正を行いました。

改正の概要は以下のとおりです。

### (改正内容)

#### 1 軽自動車税（環境性能割の廃止）

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、軽自動車税環境性能割について、令和7年度末をもって廃止するとともに、軽自動車税種別割を軽自動車税に名称を変更するなど所要の措置を講ずるほか、必要な規定整備を行う。

#### 2 施行期日

令和8年4月1日

### (参照)

改正前の京都市市税条例（抄）

（軽自動車税の納税義務者等）

第68条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって、その定置場所在地において課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合においては、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

（環境性能割の課税標準）

第69条の2 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として、法第450条で定めるところにより算定した金額（第69条の4において「通常の取得価額」という。）とする。

（環境性能割の税率）

第69条の3 法第451条第1項の規定の適用を受けるガソリン軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

2 法第451条第2項の規定の適用を受けるガソリン軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

3 前2項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項及び第2項の規定は、法第446条第2項前段に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率算定軽自動車について準用する。この場合において、第1項中「第451条第1項」とあるのは「第451条第4項において読み替えて準用する同条第1項」と、第2項中「第451条第2項」とあるのは「第451条第4項において読み替えて準用する同条第2項」と読み替えるものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、法第446条第3項前段に規定する令和2年度基準エネルギー消費効

率等算定軽自動車について準用する。この場合において、第1項中「第451条第1項」とあるのは「第451条第5項において読み替えて準用する同条第1項（同項第1号の規定に係る部分に限る。）」と、第2項中「第451条第2項」とあるのは「第451条第5項において読み替えて準用する同条第2項（同項第1号の規定に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(東日本大震災に伴い用途を廃止した自動車等の代替軽自動車等に係る軽自動車税の種別割の特例)

第27条 法附則第58条第1項各号に掲げる期間中に取得された同条第5項に規定する他の3輪以上の軽自動車、同条第7項に規定する他の二輪自動車等又は同条第9項に規定する他の小型特殊自動車に対しては、当該他の3輪以上の軽自動車、他の二輪自動車等及び他の小型特殊自動車に対して課する同条第1項各号に掲げる年度分の軽自動車税の種別割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。